

伊予市業務継続計画



平成29年3月

伊予市

目 次

第1章	基本的な考え方	3
1	計画の趣旨	3
2	業務継続計画の概要	4
	(1) 業務継続計画とは	4
	(2) 地域防災計画との関係	4
	(3) 非常時優先業務とは	5
3	業務継続計画の基本方針	6
第2章	前提とする被害	7
1	想定災害	7
2	被害想定	7
第3章	非常時優先業務	12
1	業務の選定基準	12
2	業務の選定結果	12
第4章	執行体制の確保	23
1	災害対策本部の設置	23
2	災害対策本部の設置場所	23
3	指揮命令系統の確立	24
4	職員の確保	24
	(1) 参集体制	24
	(2) 居住状況	25
	(3) 参集可能人数の予測	25
第5章	執務環境の確保	26
1	庁舎	26
	(1) 現状	26
	(2) 対策	27
2	ライフライン及びシステム	28
	(1) 現状	28
	(2) 対策	30
3	職員活動環境	32
	(1) 現状	32
	(2) 対策	32

第6章	業務継続体制向上の推進	33
1	教育及び訓練の実施	33
2	計画の点検	33
3	実効性の向上	34

(巻末資料)

- 距離ごとの職員分布 (一覧)
- 距離ごとの職員分布 (グラフ)
- 徒歩の移動手段別移動速度
- 阪神淡路大震災被災市職員参集数の推移
- 時間ごとの職員参集人数予測
- 各課別時間別職員参集人数

第1章 基本的な考え方

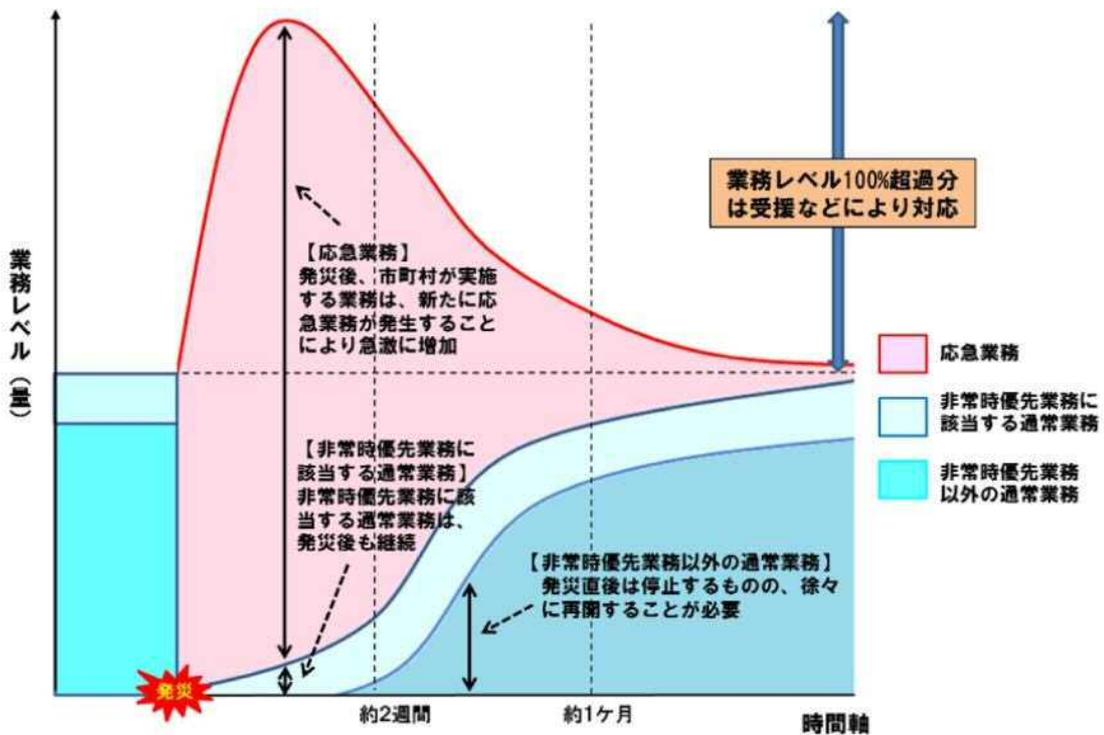
1 計画の趣旨

大規模災害が発生すると、市は、災害応急対策を進める一方で災害時にあっても継続して処理しなければならない通常業務を有している。

しかしながら、市自体も被災し、職員やもの、情報、ライフラインなど、利用できる人的・物的資源に制約が生じるうえ、必然的に発生する膨大な業務に対し対応しきれず、地域住民の生命・財産・生活及び社会的活動に支障を生じさせる恐れがある。

そのような状況下でも市としての責務を果たすため、最優先されるべき災害応急対策業務及び業務継続の優先度が高い通常業務などを特定し、発災直後から業務を継続できる体制を整え、非常時にあっても適正な業務の執行を図ることができるよう伊予市業務継続計画を策定する。

図1 地震発生後の業務量の推移



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続手引き(内閣府 H28.2)

2 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、上述の制約のある中で、地域防災計画に定められた災害応急対策業務及び災害時にあっても継続する必要のある通常業務（以下「非常時優先業務」という。）について、実施すべき業務の優先順位を定め、業務の継続に必要な資源の確保、平時の準備など必要な事項を明らかにすることで、大規模災害時にあっても適切に対応できることを目的とした計画である。

(2) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関などが、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務についての基本方針を定めた計画である。

なお、実際に災害が発生した場合には、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持、回復を図るため、地域防災計画に定められた災害応急対応だけでなく、通常業務の一部も継続するとともに、災害発生直後から行政機能の速やかな回復を図る必要がある。

業務継続計画の目的は人、もの、情報、ライフラインなど利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の継続に必要な措置を講じることにより、大規模な災害時であっても、適切な業務執行を行うことにある。

地域防災計画と業務継続計画の主な相違点は以下のとおり。

表1 地域防災計画と業務継続計画の比較

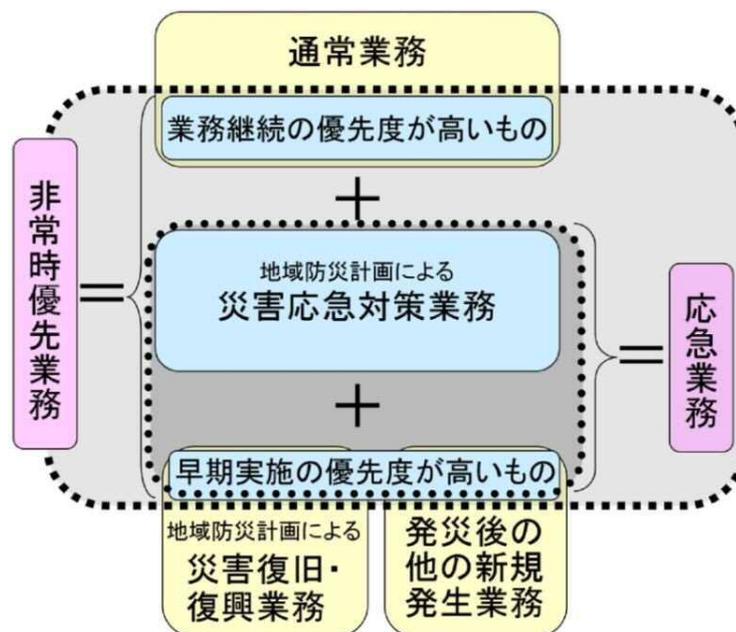
	地域防災計画	業務継続計画
作成機関	伊予市防災会議	伊予市
対象	伊予市、愛媛県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民	伊予市

	地域防災計画	業務継続計画
目的	災害対策について、防災関係機関が何をすべきか、基本方針を定めるもの。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間、時期までに実施できるよう定めるもの。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。 （災害応急対策業務及び優先して取り組むべき通常業務）

（3）非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務のことであり、地域防災計画に示す災害応急対策業務と、通常業務のうち継続して行うべき業務をいう。

図2 非常時優先業務の範囲



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続手引き（内閣府 H28.2）

3 業務継続計画の基本方針

本計画の策定にあたり、市が果たすべき責務を基本方針として示し、職員はこの基本方針に基づき業務継続を図るものとする。

(基本方針1) 災害応急対策業務を最優先に実施する

- ・通常業務は一時的に中断し、情報収集、救助、救護など、人命の保護を最優先に活動する。
- ・行政機能の低下に伴う市民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるよう活動する。

(基本方針2) 限られた資源を最大限に有効活用する

- ・非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保及び配分は部課横断的に調整する。

(基本方針3) 早期の通常業務再開を目指す

- ・非常時優先業務に該当する通常業務は継続して実施する。
- ・非常時優先業務以外の通常業務は、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

第2章 前提とする被害

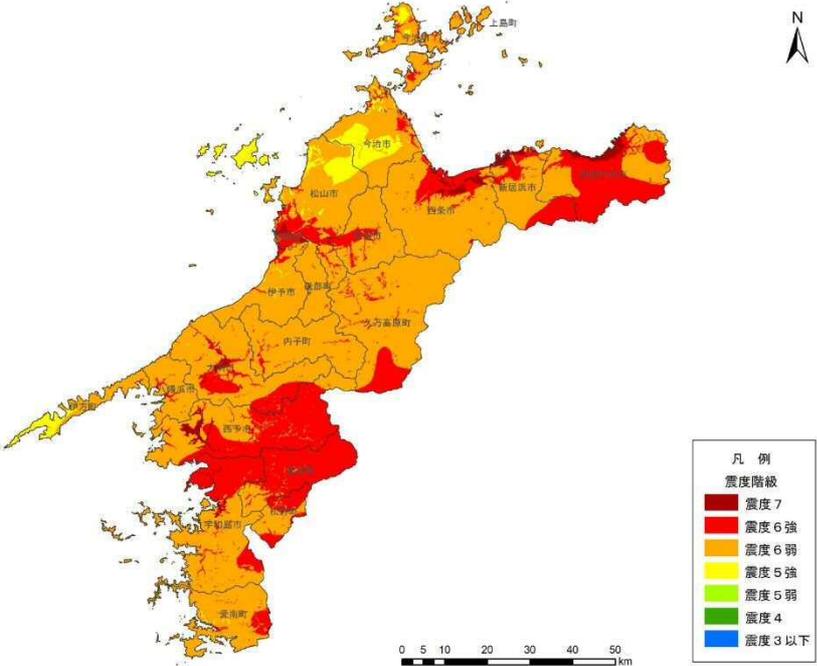
1 想定災害

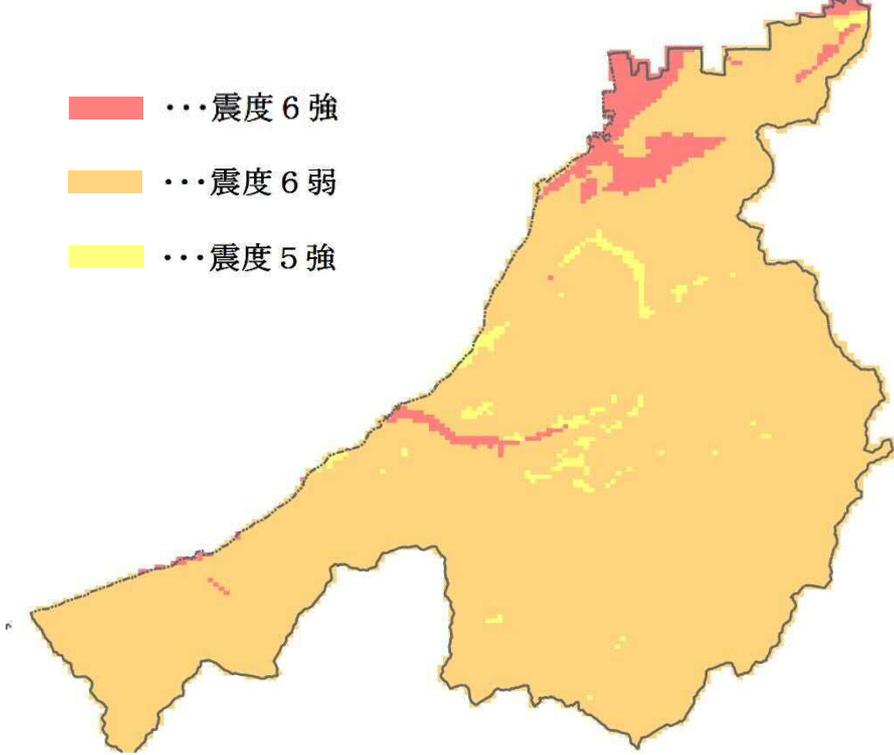
本計画で想定する災害については、愛媛県地震被害想定調査報告書（平成25年12月）において報告されている地震のうち、発生の確率が高く、本市において被害が大きいと想定される南海トラフ巨大地震（陸側ケース）及び、水災害のうち、本市において被害が大きいと想定される重信川水系重信川大規模氾濫を基本とする。

2 被害想定

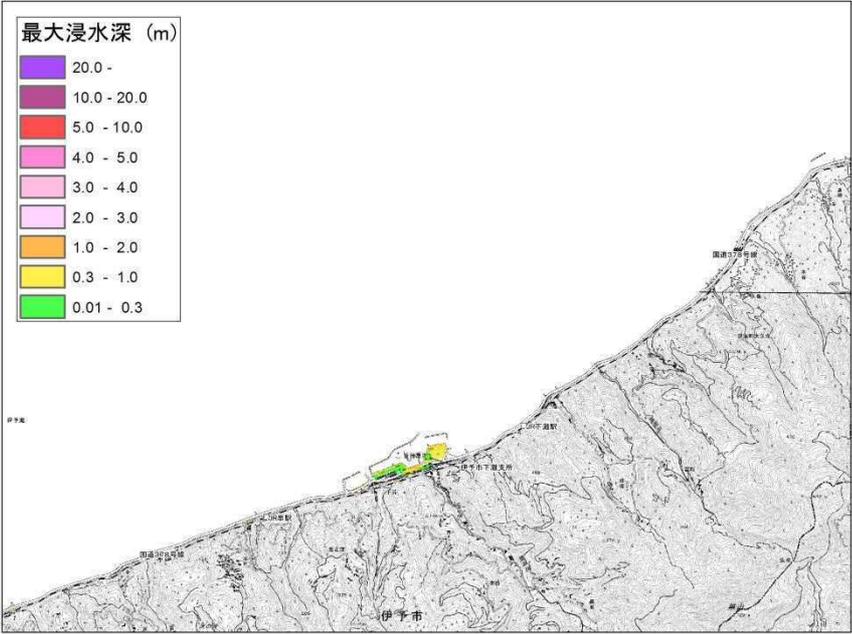
本計画で想定する被害は、愛媛県地震被害想定調査報告書に基づくものを基本とする。

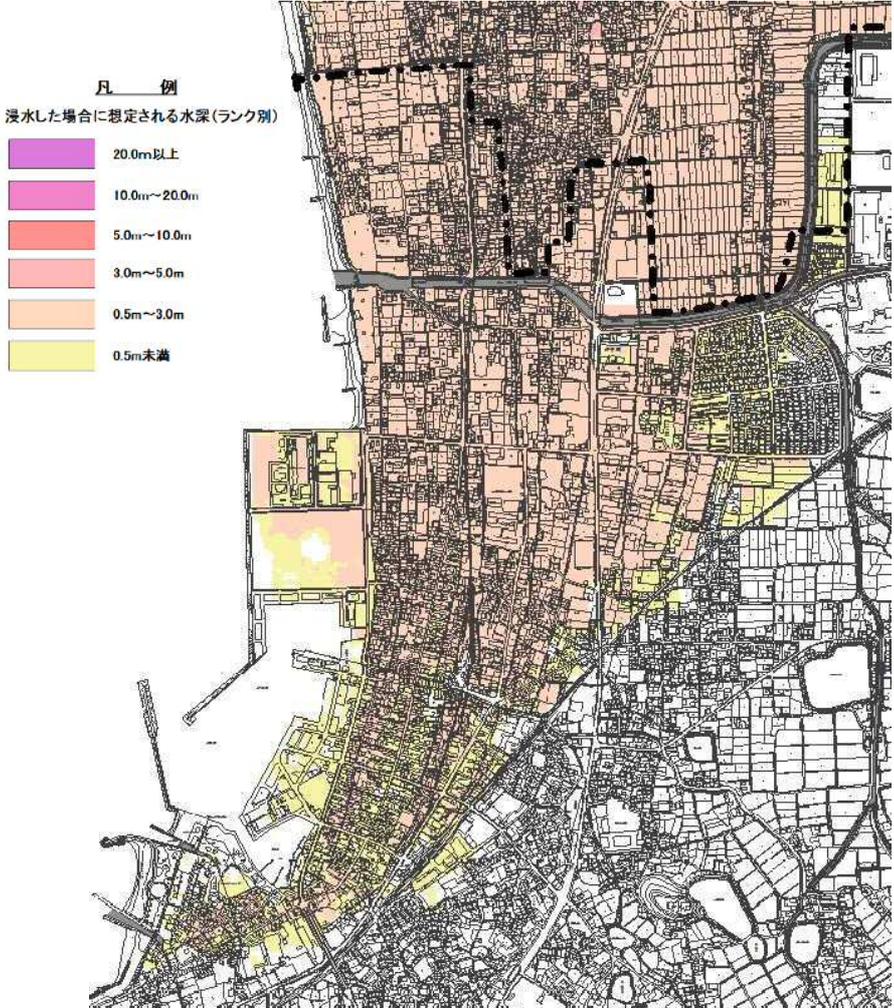
表2 被害想定一覧

項目	被害想定等
地震規模	マグニチュード9.0
想定震度	大部分で震度6弱、一部では震度6強。 

項 目	被害想定等
想定震度	 <p> ■ …震度 6 強 ■ …震度 6 弱 ■ …震度 5 強 </p>
液 状 化	平野部及び沿岸低地部において発生の可能性が高い。
土砂災害	急傾斜地崩壊及び山腹崩壊並びに地すべり危険箇所の多くで被害が発生する危険度が高い。
建物被害	全壊 1,999 棟、 半壊 4,650 棟
地震火災	焼失 4,877 棟
死 者	557 人（津波 432 人、建物倒壊 86 人、地震火災 30 人、屋内落下物等 5 人、土砂災害 4 人）
負 傷 者	1,236 人（建物倒壊 1,077 人、屋内落下物等 80 人、地震火災 55 人、津波 19 人、土砂災害 5 人）
上水道被害 (発生直後)	断水人口 28,173 人 （断水率 80.0%）
下水道被害 (発生直後)	支障人口 15,284 人 （支障率 74.2%）

項 目	被害想定等
津 波	<p data-bbox="483 376 1062 416">最高津波水位 4.3m、最大浸水面積 277ha</p> <p data-bbox="501 472 687 512">(下吾川～森)</p> <div data-bbox="483 517 1339 1155"> <p data-bbox="501 533 660 562">最大浸水深 (m)</p> <ul data-bbox="501 568 660 831" style="list-style-type: none"> 20.0 - 10.0 - 20.0 5.0 - 10.0 4.0 - 5.0 3.0 - 4.0 2.0 - 3.0 1.0 - 2.0 0.3 - 1.0 0.01 - 0.3 </div> <p data-bbox="501 1189 660 1229">(森～高岸)</p> <div data-bbox="483 1245 1339 1883"> <p data-bbox="501 1261 660 1290">最大浸水深 (m)</p> <ul data-bbox="501 1296 660 1559" style="list-style-type: none"> 20.0 - 10.0 - 20.0 5.0 - 10.0 4.0 - 5.0 3.0 - 4.0 2.0 - 3.0 1.0 - 2.0 0.3 - 1.0 0.01 - 0.3 </div>

項 目	被害想定等
津 波	<p>(高岸～串)</p> 
電力被害 (発生直後)	停電軒数 18,033 軒 (停電率 92.2%)
通信被害 (発生直後)	不通回線数 27,697 回線 (不通回線率 92.1%)
避難者数	1 日後 12,486 人 2 週間後 12,977 人 1 か月後 12,234 人
医療機能支障 による 受療困難者数	入 院 223 人 外 来 617 人

項 目	想定被害等
<p style="text-align: center;">洪 水</p>	<p>想定最大規模（626mm／24時間）の降雨等により、重信川が氾濫した想定での浸水区域図 （下吾川周辺）</p>  <p>凡 例 浸水した場合に想定される水深(ランク別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 20.0m以上 10.0m~20.0m 5.0m~10.0m 3.0m~5.0m 0.5m~3.0m 0.5m未満 <p>（八倉周辺）</p> 

資料：愛媛県地震被害想定調査(愛媛県H25.12)、洪水浸水想定区域図(国土交通省四国地方整備局H28.5)

第3章 非常時優先業務

1 業務の選定基準

災害により、通常業務と災害応急対策業務に中断及び遅延が発生した場合に、市民の生命や生活、社会経済活動を阻害する業務であるか、法令等により実施することが求められている業務であるか、当該業務の停止が他の非常時優先業務の実施に影響する業務であるかについて評価し、着手すべき時間帯により区分した。

なお、対象とする期間は1か月とし、それ以降は復興業務や通常業務として対応することとした。

表3 非常時優先業務の選定基準

着手すべき時間	内 容
発災直後から3時間以内	最も優先すべき業務であり、限られた資源の中でも対策を講じる必要がある業務
3時間後から24時間以内	優先すべき業務であり、限られた資源の中でも対策を講じる必要がある業務
24時間後から3日以内	早期に着手すべき業務であり、限られた資源の中でも対策を講じる必要がある業務
3日後から1週間以内	着手すべき業務であり、限られた資源の中でも対策を講じる必要がある業務
1週間後から1か月以内	期間内に着手すべき業務であり、限られた資源の中でも対策を講じる必要がある業務

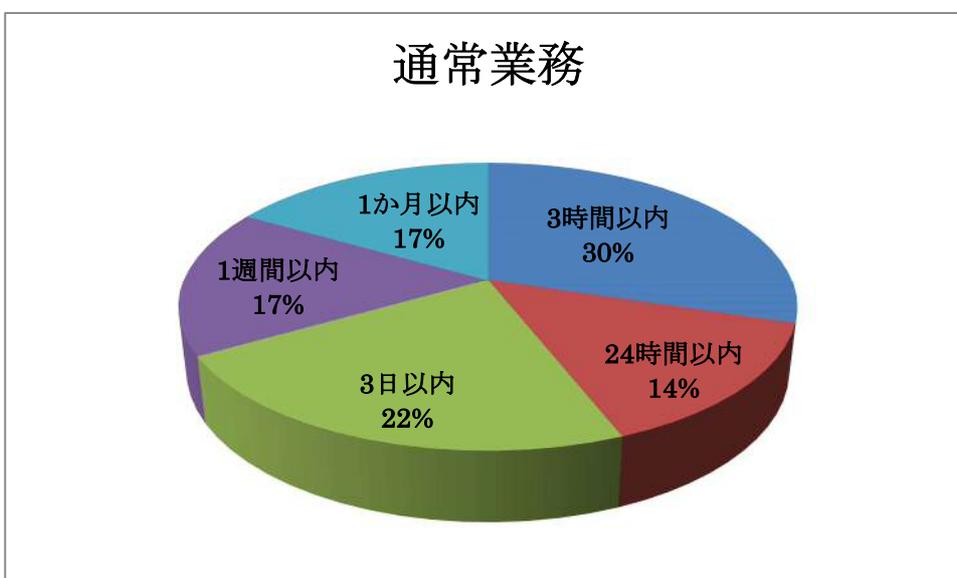
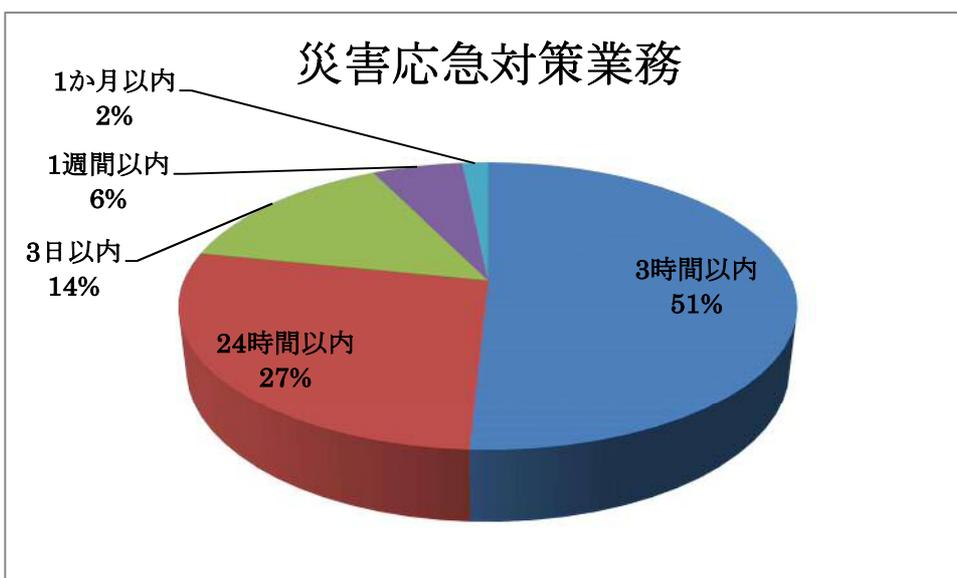
2 業務の選定結果

非常時優先業務については、庁内各部局において災害応急対応業務と通常業務のうち継続して行うべき業務を選定した結果、208業務を選定した。

選定業務の内訳、各業務の詳細については以下のとおり。

表4 非常時優先業務数の内訳

着手すべき時間	業 務 数			
	災害応急対策業務		継続すべき通常業務	
	業務数	割合	業務数	割合
発災直後から3時間以内	63	51%	25	30%
3時間後から24時間以内	34	27%	12	14%
24時間後から3日以内	18	14%	19	22%
3日後から1週間以内	7	6%	14	17%
1週間後から1か月以内	2	2%	14	17%
合 計	124		84	



非常時優先業務【災害応急対策業務】

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
総務班（総務課・危機管理課）							
災害対策本部の設置		○					○
災害対策本部の庶務	本部会議関係書類の整理、記録	○					
応急対策要員の確保	人員の配置、業務管理	○					
各部の総合調整		○					
職員の安否確認・参集	報告状況の各部への伝達、安否確認	○					○
庁舎等安全確認	被害状況の把握、整理、報告、協議	○					○
災害関係予算		○					
地域住民への広報		○					
報道機関への広報	定例記者会見の検討、実施	○					
公共団体関係への周知	国、県、他地方公共団体への各種被害情報の周知	○					
相談窓口設置		○					
応援要請	被害状況の把握、関係機関との連携 (国、県、他地方公共団体、消防、警察、自衛隊、DM AT、防災ヘリ等)	○					○
避難勧告等	対策本部長との連携、迅速な情報伝達	○					○
避難誘導		○					
警戒区域等の設定周知	市民への情報周知、関係機関への伝達	○					
気象予警報等の収集及び伝達	気象庁、国土交通省、愛媛県等との連携、市民への情 報伝達	○					
緊急輸送路の確保	被害状況の把握、輸送路の確保、関係機関報告	○					○
資機材、物資の調達	在庫品備蓄品の把握確保	○					
車両の調達	稼動可能車の把握、関係部門報告	○					
ボランティアの受入、運用、調整	受入体制の構築、周知、関係機関との調整	○					
応援部隊の受入れ(調整等)	被害状況の把握、関係機関との連携		○				○
近隣等応援職員の受入れ、運用	被害状況の把握、関係機関との連携		○				○
災害救助法適用手続き	愛媛県との連絡調整		○				○
応急対策の立案	被害状況の把握、整理、報告、協議		○				
通信の確保・維持・運営	被害状況の把握、整理、報告、スモール復旧 (防災無線、電話、インターネット、LAN)			○			○
罹災証明書の発行	罹災状況の把握、証明発行、2次調査手続関係			○			○
職員の健康管理	職員の健康状況の把握、確認					○	○
調達・情報班（未来づくり戦略室・国体推進課）							
被害情報の収集・伝達・報告		○					
調査班（税務課）							
危険区域等の調査		○					
災害予防調査				○			
被害状況の調査・確認					○		
市税の減免措置						○	

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
会計班（会計課）							
予算経理		○					
補助、金融に関すること		○					
義援物資、義援金の受入れ運用			○				
災害救助法適用の手続き	災害救助法施行細則第3条関係 (避難所設置維持管理のために支出できる費用)			○			
応援班（議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局）							
議員の被災状況の把握		○					
各部の応援協力に関すること		○					
災害関係議会及び各種会議の運営			○				
避難班（福祉課・長寿介護課・子育て支援課）							
避難所等安全確認		○					○
避難行動要支援者の応急対策、救護、避難		○					
避難所の設置、運営		○					○
行方不明者・遺体の処理			○				
入浴対策			○				
物資確保・供給 (毛布、日用品等)			○				
避難所外避難者の支援			○				
犯罪防止体制の把握、調整			○				
高齢者、障がい者等の介護			○				
救護班（健康増進課）							
救護所の設置		○					○
傷病者の搬送	把握、調整等を含む	○					○
医療救護班等の編成、運用、調整	医療機関との連絡・調整を含む	○					○
医療施設の応急復旧		○					
医薬品・衛生資機材の調達配分		○					○
新型感染症対策		○					
食品の衛生監視			○				
メンタル・ヘルスケア				○			
輸送・食料班（市民課）							
緊急輸送(物資等)		○					
食料確保・供給(炊出しを含む)		○					
備蓄食料の炊出し・配送	適切な配送体制の確保、給食センターとの連携		○				

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
農林商工班（農林水産課・経済雇用戦略課）							
農林水産施設の被災調査		○					
商工業、観光対策対策 （施設応急復旧）			○				
商工業、観光対策 （施設被災調査）				○			
商工業対策（融資あつせん）				○			
農薬・肥料・飼料等資機材の 確保あつせん				○			
畜産伝染病予防対策				○			
農林水産施設の応急復旧					○		
災害救助法適用の手続き	生業に必要な資金の貸与				○		
農林水産業応急対策	生産物の保護、販路維持の調整等				○		
都市住宅班（都市住宅課）							
建設中現場の復旧指示／周辺 住民への説明		○					
建築技術者の確保			○				
市営住宅敷地内の障害物除去			○				
公園・ウェルピア伊予の応急復 旧・被災調査			○				
住宅の被災調査・応急修理 （崩落・補強等）			○				
土木技術者の確保／土木管理 班員との調整			○				
災害救助法適用の手続き	応急仮設住宅供与、被災住宅の応急修理		○				
建築物の応急危険度判定				○			○
被災宅地の応急危険度判定				○			○
住宅建築の融資					○		
住宅入居の情報提供、あつせん					○		
応急仮設住宅準備 （入居希望調査、建築場所）					○		
土木管理班（土木管理課）							
津波・水防等の監視・警戒	洪水、津波、高潮等の水害のおそれがある場合は、河川や海岸の警戒監視を行う	○					
ポンプ場の運転管理	水害の防止・軽減のため、ポンプ場の適切な運転管理を継続するとともに、それに必要な対策を講じる	○					○
障害物撤去	救助・救急活動及び避難路となる市道等の啓開を行う	○					
土木技術者等の確保	道路等の被害調査及び応急復旧対策を早期に実施するため、必要となる土木技術者等を確保する	○					
土木施設被害調査	道路、河川、港湾、海岸施設における被害情報の収集及び土砂災害等の発生状況の把握	○					
災害救助法適用の手続き	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを撤去する	○					
孤立住民等の応急対策 （市道等）	崩土除去等孤立要因を解消する		○				
土石流対策	県に報告・調整のうえ、土のうの設置等応急対策を講じる		○				
治山・砂防施設の応急対策	県に報告・調整のうえ、施設被災部分及びその周辺に必要な応急対策を講じる		○				
海防施設の応急対策	津波、高潮等の水害を未然に防止するため、水門、閘門等が被災している場合は、早期に応急対策を実施する。		○				
道路の応急復旧	陸上輸送路確保のため、市道等の道路に被災がある場合は、応急復旧を行う			○			
港湾施設、漁港施設の応急対策	海上輸送路確保のため、港湾及び漁港施設に被災がある場合は、応急復旧を行う			○			

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
環境保全班（環境保全課）							
流出油防除応急対策	現地状況の把握、県等関係機関との連絡調整		○				
応急トイレ対策 (設置、し尿処理等)	避難所への仮設トイレの設置、管理等		○				
防疫・衛生班等の編成、運用	避難所の衛生管理及び指導		○				
ごみ、廃棄物の処分 (周知、収集、処分等)			○				
廃棄物の発生量予測、仮置き場の設置			○				
ベット対策				○			
下水道班（下水道課）							
ポンプ場の運転管理	水災害発生時のポンプ運転管理	○					○
下水道応急復旧 (把握、調整等含む)	下水道施設の被害確認及び応急復旧の実施			○			○
給水班（水道課）							
給水班等の編成、運用		○					
上水道応急復旧 (把握、調整等含む)		○					
水道の衛生維持			○				
学校教育班（学校教育課）							
児童生徒等の安全確保	安否確認及び状況把握を含む	○					
学校施設の応急復旧、被災調査		○					
備蓄食料の炊出し・配送	備蓄米4トン(3日間)の炊飯及び配給を輸送食料班と連携して実施する	○					
学校保健安全対策		○					
教育委員の被災状況確認		○					
教職員の安否確認、参集		○					
学校給食保全・保健衛生	学校給食センターの再開、給食の配送		○				
教育再開(準備含む)			○				
学用品等の調達配分	災害救助法適用の手続(学用品の給与)を含む			○			
応急教育の実施				○			
社会教育班（社会教育課）							
社会教育施設の応急復旧、被災調査		○					
社会教育団体等の奉仕協力要請			○				
文化施設及び文化財等の対策	施設確認、文化財保護等			○			
中山地域事務所班（中山地域事務所）							
管内情報収集・連絡調整	被災状況等の各種情報の収集及び整理・伝達	○					
応急対策指示・命令に関すること	ライン等々の被害確認、応急対策の指示・命令・報告	○					
管内避難者の収容・把握	避難勧告・指示の伝達・避難者の誘導及び収容	○					
物資調達・配分	生活必需品等救援物資の受入及び配布	○					

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
双海地域事務所班（双海地域事務所）							
管内情報収集・連絡調整	管内の被害情報の収集・整理及び報告並びに本部等との連絡調整	○					
応急対策指示・命令に関すること	管理施設の点検及びライフライン等の被害状況確認、応急対策に係る報告及び連絡・調整、広報活動	○					
管内避難者の収容・把握	避難勧告・指示等に係る広報活動、避難所の点検及び設置・運営、避難者の誘導・収容及び把握	○					○
物資調達・配分	救助物資・資機材の調達及び受入並びに配分・運搬、広報活動	○					

非常時優先業務【災害時継続通常業務】

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
総務課							
公印の管理、保管	公印の適正かつ安全な管理及び使用	○					
情報管理に係る業務(個人情報保護、情報漏洩防止等)	個人情報の適正管理及び情報漏えいの防止	○					
職員の任免、分限、賞罰及び懲戒		○					
行政事務調整(通常業務の総括事務)	行政事務の適正な執行		○				
文書の收受及び発送	收受文書の適正な処理		○				
財政計画業務			○				
予算業務			○				
地方交付税等交付金業務			○				
地方公共団体債業務			○				
職員の人事及び給与	職員の人事及び給与の適正な処理			○			
危機管理課							
自主防災組織・防災士との連絡調整	避難・被災・要支援者支援等の情報管理等	○					
共栄網種目の管理に関する事		○					
防災資機材等に関する事	備蓄資機材の提供・配布・管理等	○					
避難行動要支援者支援計画に関する事	支援者への情報提供等	○					○
緊急速報情報に関する事	情報の市民への周知等	○					
J-ALERTの運用管理に関する事	機器保全運用、保守業者との連携等	○					○
Em-netの運用管理に関する事	機器保全運用、情報の周知等	○					
防災行政無線の運用管理に関する事	機器保全運用、情報の周知等	○					○
衛星携帯電話の運用管理に関する事	機器保全運用、孤立地区との連絡調整等	○					
安全安心メール・職員参集システムの運用管理に関する事	機器保全運用、情報周知、保守業者との連携等	○					○
県災害情報システムの運用管理に関する事	機器保全運用、情報揭示等	○					
被災者台帳に関する事	被災情報の集約、一元化等		○				
AEDの管理運用に関する事	公共施設設置AEDの避難所への集約		○				
災害時応援協定等に関する事	締結先との連絡調整			○			
防災行政無線の復旧に関する事	被災子局等の復旧、保守業者との連携			○			
ツイッターの運用管理に関する事	機器保全運用、情報周知等			○			
税務課							
個人市民税及び法人市民税の賦課調定業務						○	○
軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定業務						○	○
国民健康保険税の賦課調定業務						○	○
固定資産税(償却資産含む)の賦課調定業務						○	○

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
会計課							
出納、会計、審査事務等		○					
議会事務局							
公印の管理、保管		○					
議会関係の管轄、警備				○			
本議会・委員会の開催					○		○
監査委員事務局							
公印の管理、保管		○					
市長が欠けた場合の事務	職務代理者は事由が発生してから5日以内に選挙管理委員会に通知し選挙管理委員会は50日以内に選挙をしなければならない			○			
市議会議員の6分の1が欠けた場合の事務	議長は6分の1を欠ける事由が発生してから5日以内に選挙管理委員会に通知し選挙管理委員会は50日以内に選挙をしなければならない			○			
選挙の実施に係る調整事務	選挙管理委員会による議決、期日前投票、当日投票の管理執行			○			
福祉課							
生活保護事務			○				
障がい者福祉事務			○				
行旅病人及び死亡人取扱い事務				○			
社会福祉事務				○			
災害に伴う給付業務 (災害時弔慰金、援護資金等)						○	
長寿介護課							
災害時要援護者支援事業等に関する事	避難行動要支援者の安否確認	○					
災害時要援護者支援事業等に関する事	福祉避難所との連絡調整	○					
高齢者福祉事務	高齢者援護に関する事				○		
介護保険料の賦課調定業務	災害による減免申請					○	
子育て支援課							
児童虐待対策	児童虐待対策に関する事		○				○
保育所事務	入所・退所に関する事				○		○
放課後児童健全育成業務	放課後児童クラブの入会・退会に関する事				○		○
児童手当事務	児童手当に関する事				○		○
児童扶養手当事務	児童扶養手当に関する事				○		○
健康増進課							
母子手帳発行業務				○			
予防接種手帳発行業務				○			

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
市民課							
住民票、印鑑登録証明等 証明書交付業務		○					
戸籍事務及び住民基本台帳事務		○					
個人番号カード交付事務		○					
旅券交付事務		○					
国民健康保険事務 (受診者急増、保険証紛失等への対応)				○			
後期高齢者医療事務				○			
国民年金等事務 (異動、免除等への対応)				○			
福祉医療等事務(重心・ひとり親・乳幼児医療等への対応)				○			
農林水産課							
有害鳥獣の捕獲					○		
都市住宅課							
占用許可／行政財産使用許可					○		○
市営住宅入居申込受付					○		○
市営住宅退去申込受付					○		○
開発行為許可・建築工事届等の進達					○		○
都市計画法第53条許可						○	○
公園使用許可						○	○
屋外広告物許可						○	○
環境保全課							
動物伝染病対策				○			
水道課							
公印の管理、保管		○					
水道水質の管理及び保全に関すること	水道水質の管理及び保全		○				
水道事業会計支払業務				○			
水道施設の水量、水圧の調整及び漏水の防止に関すること	水量及び水圧の調整作業、漏水防止対策			○			
専用水道布設工事の確認等及び水質検査に関すること					○		
給水台帳の整理、保管及び貯蔵品の管理に関すること	管路図、給水戸番図及び竣工図の整備、並びに貯蔵品の管理				○		
給水装置の維持管理に関すること	給水栓の閉栓、開栓及び廃止事務、漏水防止				○		
上水道・簡水等の歳入歳出予算決算の原案の作成及び執行に関すること	予算の編成及び執行、決算の調整、財務諸表の作成					○	
水道料金賦課徴収事務						○	
給水装置工事申込に係る受付、設計審査、承認、検査に関すること	給水工事申込の受付、設計審査、竣工検査					○	
水道施設の新設、改良及び維持修繕に関すること	改良、修繕及び特設配水管の設計及び施工					○	
職員の人事及び給与						○	

業 務	概 要	実施（再開）時期					マニュアル
		3時間	24時間	3日	1週間	1か月	
学校教育課							
学校事務		○					

第4章 執行体制の確保

1 災害対策本部の設置

市内において、第2章で示した想定災害が発生した場合は、災害対策基本法、愛媛県地域防災計画、伊予市地域防災計画、伊予市災害対策本部運営要領、伊予市職員等災害時動員計画に定めるところにより、直ちに市長を本部長とした「伊予市災害対策本部」を設置し、組織を挙げて非常時優先業務を実施する。

2 災害対策本部の設置場所

伊予市地域防災計画及び伊予市災害対策本部運営要領において、災害対策本部を市庁舎内に置くこととしているが、被災状況に応じて、伊予消防等事務組合消防本部庁舎、中山地域事務所、双海地域事務所の活用を検討するなど、適時適切な対応を取ることとする。

表5 災害対策本部設置候補場所

名 称	所 在 地	電話番号
伊予市庁舎	伊予市米湊 820 番地	089-982-1111
消防本部庁舎	伊予市下吾川 950 番地 3	089-982-0119
中山地域事務所	伊予市中山町出淵 2 番耕地 138 番地 1	089-967-1111
双海地域事務所	伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6	089-986-1111

3 指揮命令系統の確立

災害時に組織を維持し、業務を執行していくには、災害対策本部の迅速な設置及び円滑かつ適切な災害対策を実施する必要がある。

伊予市災害対策本部運営要領に示すところにより、本部長に市長を、副本部長に副市長及び教育長をもって充てることとし、市長が不在の時には、指揮命令系統の迅速な確立のため、あらかじめ定めた順位により職務代理者が災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとるものとする。

(市長不在時の職務代理者の順位)

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 その場における最高責任者

4 職員の確保

(1) 参集体制

伊予市地域防災計画に示すところにより、職員は動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものであるが、災害対策本部職員は、職員参集システムによりメールを発信し、参集を指示することとする。

登庁途中においては、できる限り被害状況を把握し、速やかに登庁することとする。また、人命救助などの応急活動に当たらざるを得ないときは適宜連絡し、対応終了次第速やかに登庁すること。

なお、登庁にあたって職員が留意すべき事項を以下に示す。

- ①服 装・・・作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋等
- ②携 帯 品・・・飲料水（水筒等）、食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯、携帯電話、運転免許証等
- ③参集手段・・・自動車は原則使用しないが、近辺の状況や報道等を参考に最も適した交通手段で登庁すること。

(2) 居住状況

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、全職員を対象に聞き取りを実施し、居住状況（勤務地までの距離）を把握した。

その結果、参集場所まで2km未満の範囲に約3割、5km未満の範囲に半数以上居住しているとの回答を得た。これにより、勤務時間外に発災した場合でも1時間以内に一定の職員を確保することが可能であることが分かった。

しかしながら、地震により被災する職員数は流動的であり、近隣に居住していても参集できない可能性を考慮する必要がある。

（資料：巻末 表1、表2）

(3) 参集可能人数の予測

職員の参集可能人数の予測にあたっては、上記(2)の居住状況を踏まえるほか、職員本人及び家族の被災等による登庁不能、想定を超える道路被害及び被災現場での活動などによる参集遅延等についても考慮する必要がある。

歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」第10条第10項に時速4.8kmと定められているものの、夜間あるいは避難行動要支援者等を伴った避難を考慮し、時速1kmと想定した。（資料：巻末 表3）

これに加えて、愛媛県地震被害想定調査結果及び阪神淡路大震災時の参集職員数推移を考慮して参集可能な職員数を予測した。

なお、愛媛県地震被害想定調査による伊予市の死傷者の人口に占める割合は約4.6%と想定されている。一方、阪神淡路大震災時の被災自治体における参集職員数推移は発災当日で約50%、2日目で約65%、3日目で約70%であったといわれている。（資料：巻末 表4）

これらを総合的に勘案し、時間経過ごとの職員参集数の推移を設定した。

（資料：巻末 表5、表6）

第5章 執務環境の確保

想定災害発生時に業務を継続するためには、建物、ライフライン等の執務環境がどれだけ機能するかについて理解し、対策を講じる必要がある。

そのため、庁舎、ライフライン及び活動環境について現状と今後の対策方針について検討する。

1 庁舎

(1) 現状

職員が執務している庁舎はいずれも昭和56年に改正された新耐震基準（建築基準法施行令改正）により建築されている。新耐震基準で建築された建物には、旧耐震基準で建築された建物に義務付けられている耐震診断の必要はないため、 I_s 値（構造的な耐震性能を評価する指標）は不明であるが、参考までに震度6強以上の地震に対する危険性として、 I_s 値が0.3未満で倒壊または崩壊する危険性が高く、0.3以上0.6未満で倒壊または崩壊する危険性があり、0.6以上で倒壊または崩壊する危険性が低いとされている。 I_s 値0.6以上あれば既に耐震性が確認されていると判断される。

なお、本庁舎については免震構造を有している。

（「免震構造」とは、基礎部分に免震装置を設置し、建物を地面から絶縁することで地震エネルギーを吸収し、被害を最小限に食い止める構造をいう。）

表6 庁舎の基本的概要

建物名	建築年月	構造	階数
本庁舎	平成29年5月	R C	5階
第1別館	平成5年3月	S	4階
中山地域事務所	平成23年4月	R C	2階
双海地域事務所	平成2年3月	R C	3階
総合保健福祉センター	平成25年4月	R C	3階

（※本計画策定時には、本庁舎は建築中であるが、新庁舎について検討を加えるものとする）

(2) 対策

・非構造部材等の耐震化の推進

職員が執務している庁舎の耐震性は確保されている。しかしながら大規模な地震の強い揺れによって、天井、窓ガラス等の非構造部材が落下することにより、人的被害やその後の建物の使用が不可能となることが考えられる。

そのため、経年に伴う劣化等の定期的な点検、窓ガラスの飛散防止等の措置を実施することにより、地震発生時においても迅速に業務にあたることができるよう対策を推進する。

・室内の安全対策

書棚等の事務機器は、大きな揺れによって倒壊し、職員の負傷に繋がる恐れがあるほか、書類の散乱、機器の故障により復旧作業に多大な労力が必要となる可能性がある。

さらにパソコン、コピー機等精密機器が落下、転倒等により破損し、使用不能となる恐れがある。

そのため、書棚等の固定や落下防止対策を推進する。

①書棚

構造物に固定するなど、転倒を抑制する対策を取る。

②パソコン、プリンタ

耐震マット等で転倒、落下を防止する。

③複合機

キャスターにストッパーを設置するなど、揺れに伴う移動を防止する。

・浸水対策

高潮、津波、洪水等により庁舎1階は浸水する可能性があり、書類及び機器の冠水により、その後の非常時優先業務に支障を来たすことが考えられる。

また、復旧後に冠水した電源使用による漏電等が発生し、庁舎全体に影響が生じることを防止するため、以下の対策を推進する。

①浸水の防止

庁舎出入口での浸水防止対策を取る。

②重要書類等の保全

書類、機器のうち重要なものについては浸水に対する保全措置を取る。万一使用不能となっても早期に復旧できる体制を整える。

③通電前点検

冠水箇所の電源は点検業者により安全が確認された後で使用する。

2 ライフライン及びシステム

本庁舎のライフライン及びシステムの現状と対策について、以下のとおり示す。

(1) 現状

・電力

本庁舎の受電系統は2系統であり、屋上に引き込んだ後、各階執務室へ配電されている。

被災により外部からの電源供給が停止した場合には、自家発電装置が起動し、電源を供給することとなる。

・電話回線

災害時にも発信が優先される災害時優先電話は5回線が確保されている。

使用にあたっては、災害時優先電話は発信のみが優先され、受信は一般電話と同等であることを念頭に、緊急な要件かどうかを判別する、発信用及び受信用電話機を区別するなど、適切かつ円滑な運用に留意する。

・防災行政無線

防災行政無線（操作卓）には、非常用蓄電池が配置されており、停電の場合に起動し電源を供給する。なお、屋外子局にも非常用バッテリーを搭載しており、停電時にも一定時間使用可能である。

・ネットワーク回線

全庁的な業務を取り扱っている主な回線としては、住民基本情報等の処理を行っている基幹系システム回線と、L G W A N回線などの情報系システム回線がある。いずれも免震構造を有している本庁舎へ設置されている。それぞれ非常用電源（U P S）は有しているが、使用可能時間が限られているため、その間に自家発電装置の稼動が必須である。

なお、システムバックアップは日々行っている。

・上下水道

本庁舎への給水は1系統で、受水槽から庁舎屋上にある高架水槽へポンプアップされ、自然落水により給水されている。

断水時でも72時間程度は継続給水が可能であるが、配管の破損による漏水が使用中の電気設備に悪影響を及ぼす恐れがあるため、配管の健全性が確認されるまでは、上水道、下水道とも使用しない。

・エレベーター、空調

エレベーターについては地震発生時には最寄りの階に安全に停止し、扉を開けるよう設定されているため、利用中にあっても落ち着いて行動し、万一閉じ込められた場合は速やかに緊急時通話ボタン等により外部へ連絡する。

運転の再開に当たり、点検業者により安全が確認された後で使用する。

空調についても点検業者により安全が確認された後で使用するが、自家発電装置により電力が供給されている間は使用を控え、電力復旧後の使用を原則とする。

(2) 対策

・発電機の備蓄

応急かつ緊急的な対応として、小型の発電機を配備することにより、万一の事態にも最低限の電力を確保できるよう努める。

・燃料補給体制の構築

継続的に自家発電装置を稼働できるよう、燃料の補給のために石油販売業者との協定等により優先的に燃料の供給を受ける体制を構築する。

特に、自家発電装置は発災時でも欠かすことのできない重要なデータの運用に必要であるため、燃料切れ等人為的ミスにより停電を起こさないよう燃料の残量の把握、補給ルートの確保など、細心の注意を払う。

・使用電力の抑制

自家発電装置の稼働により電力を供給している間は、使用する電力を必要最小限とし、こまめに電源を落とすなど、省電力を徹底する。

・被害状況の確認等

上下水道は執務遂行に欠かせない設備であり、エレベーターは万一の事故が人命に関わる。そのため、上下水道及びエレベーターについては、速やかに被害状況を確認する。

上下水道は、ライフライン（飲料水、トイレ）確保のため必要最小限の応急復旧を実施する。エレベーターは、庁舎全体の復旧対策と合わせて計画的に対応することとし、それまでは使用できないよう適切な措置を取る。

表7 ライフライン、システムの現状と対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対策
電力	(1)受電系統 (2)電源の確保	○2系統 ○自家発電機を屋上に設置 ○72時間相当稼働できる燃料(軽油)を備蓄	○庁内電力の復旧が確認されるまではむやみに電源を入れない。 ○自家発電による電力供給中は省電力に努める。 ○発電用燃料の確実な確保手段を確立する。
電話	(1)災害時優先電話回線数	○5回線	○原則、緊急な要件の発信のみに使用する。
防災行政無線	(1)受信状況 (2)電源の確保	○衛星系統及び地上系統 ○非常用蓄電池を設置	○国から送られる情報を適切に放送するほか、遠隔監視等により状況を速やかに把握し保守業者と密に連携を取り対応する。
ネットワーク回線	(1)メインシステムの設置場所 (2)電源の確保 (3)バックアップ状況	○本庁舎に設置 ○UPSを設置 ○毎日実施している。	○重要なデータの保全に努めるほか、保守業者と密に連携を取り、早期復旧を図る。
上下水道	1 上水道 (1)受水系統 (2)断水時 2 下水道 (1)一時貯留	○1系統 ○72時間程度の継続給水が可能 ○72時間程度の貯留が可能	上水道 ○漏水状況の把握に努め、速やかな復旧に努める。 下水道 ○速やかに使用の可否を確認し、周知する。
エレベータ、空調	(1)災害時の運用	○使用可能であっても点検が完了するまでは使用しない。自家発電による電力供給中は使用しない。	○速やかに使用禁止の周知を図るとともに、保守点検業者と連絡を取り、点検を行う。

3 職員活動環境

本庁舎での職員の活動環境について、以下のとおり示す。

(1) 現状

・飲料水・食料等

本庁舎は免震構造であり、上水道が被災した場合でも72時間程度は継続給水が可能である。

配管が被災した場合は継続的な飲料水及び生活水の確保が困難な状況となる。

また、食料の備蓄はない状況である。

・トイレ

本庁舎は免震構造であり、下水道が被災した場合であっても72時間程度は汚水貯留施設により使用可能である。

配管が被災した場合は使用できなくなるが、職員用簡易トイレの備蓄はない状況である。

(2) 対策

現状を考慮したうえで、想定される災害が発生した際は、庁舎管理担当による点検があるまで、水道、トイレは使用禁止とする。

また、職員用飲料水及び食料並びに簡易トイレの行政備蓄を検討する。併せて、各職員の自助の備えとして、ペットボトルや食料をローリングストック法により各自備蓄することを推奨する。

ローリングストック法・・・流通食料を備蓄し、日常生活で消費しながら買い足していく備蓄方法

第6章 業務継続体制向上の推進

円滑かつ適切に業務を継続するためには、職員一人一人が災害時の役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

1 教育及び訓練の実施

業務継続計画の実効性を確保するためには、職員自身が業務継続計画の内容を理解し、大規模地震発生時における各自の役割を把握し、組織的な対応能力の向上を図っていくことが重要である。

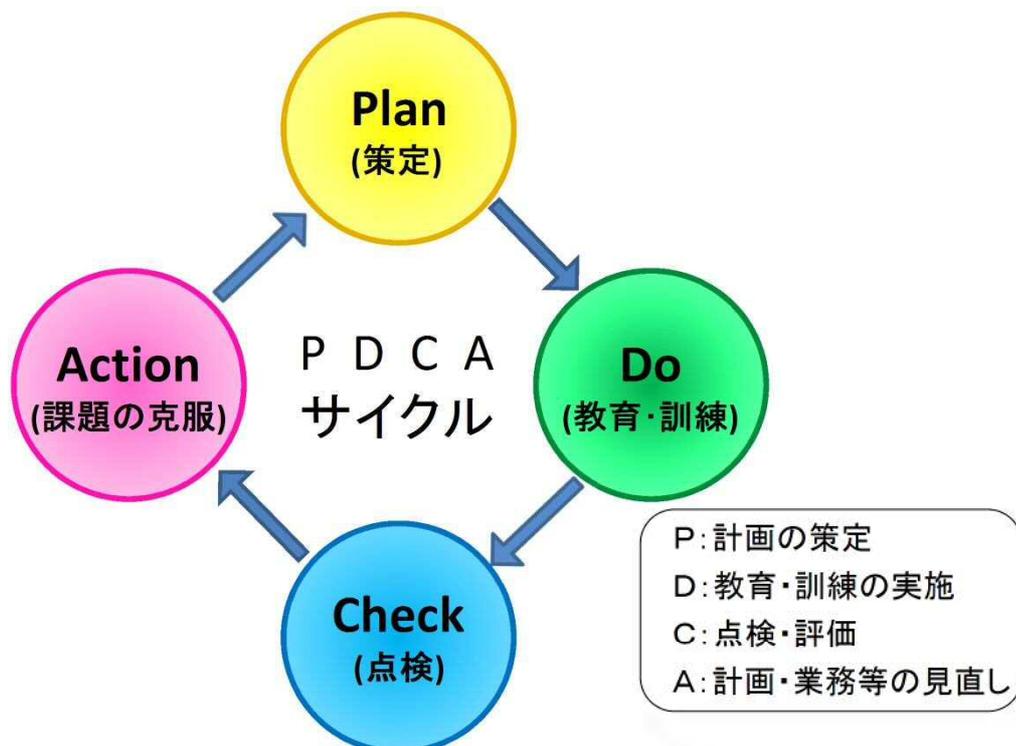
そのため、全庁又は各所属において、計画的に教育や訓練を実施する。

2 計画の点検

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初から完全な計画となるものではない。

そのため、発災時に機能する計画とするには、定期的に計画の実効性等を点検し、新たな課題や問題点を抽出する必要がある。

図3 PDCAサイクルによる運用イメージ



3 実効性の向上

本計画の点検により明らかとなった業務継続上の課題を克服し、市としての責務を果たすことができるよう着実に対策を実施していく。

卷末資料

■表1 距離ごとの職員分布（一覧）

（平成 29 年 3 月現在）

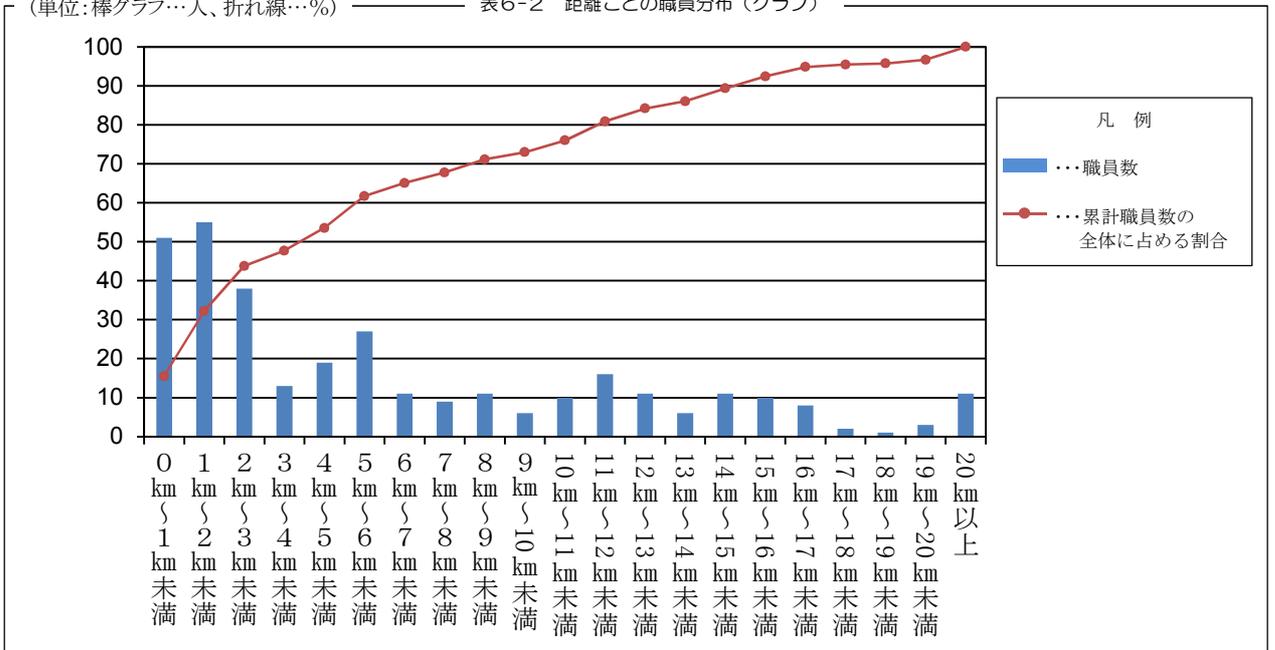
距離	職員数	累計
0 km～1 km未満	51	51
1 km～2 km未満	55	106
2 km～3 km未満	38	144
3 km～4 km未満	13	157
4 km～5 km未満	19	176
5 km～6 km未満	27	203
6 km～7 km未満	11	214
7 km～8 km未満	9	223
8 km～9 km未満	11	234
9 km～10 km未満	6	240
10 km～11 km未満	10	250

距離	職員数	累計
11 km～12 km未満	16	266
12 km～13 km未満	11	277
13 km～14 km未満	6	283
14 km～15 km未満	11	294
15 km～16 km未満	10	304
16 km～17 km未満	8	312
17 km～18 km未満	2	314
18 km～19 km未満	1	315
19 km～20 km未満	3	318
20 km以上	11	329
合計	329	

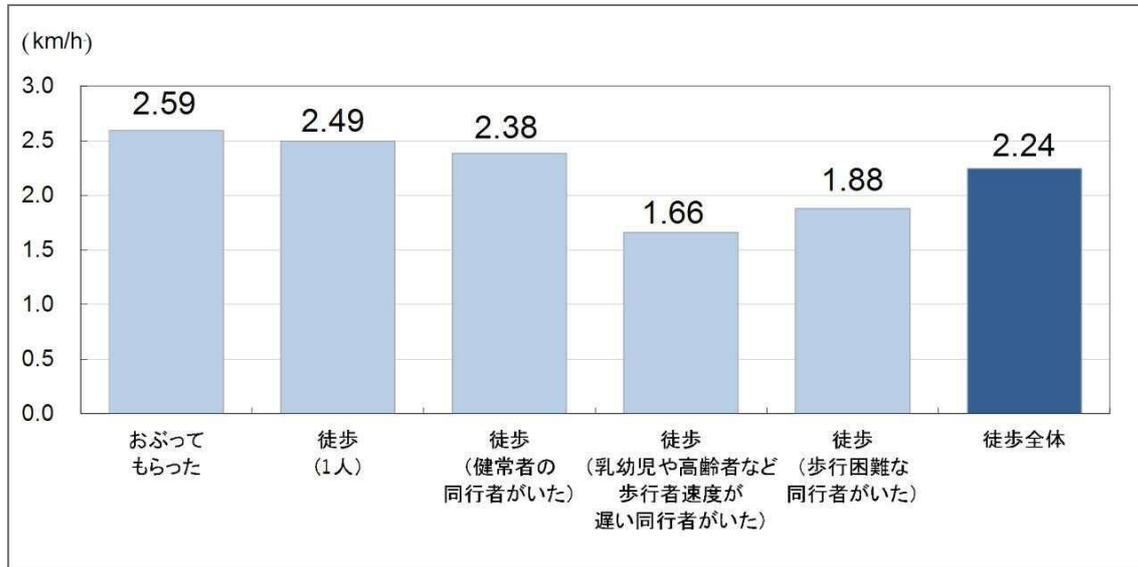
■表2 距離ごとの職員分布（グラフ）

（平成 29 年 3 月現在）

（単位：棒グラフ…人、折れ線…%） ————— 表6-2 距離ごとの職員分布（グラフ）



■表3 徒歩の移動手手段別移動速度



(出典：東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査(内閣府))

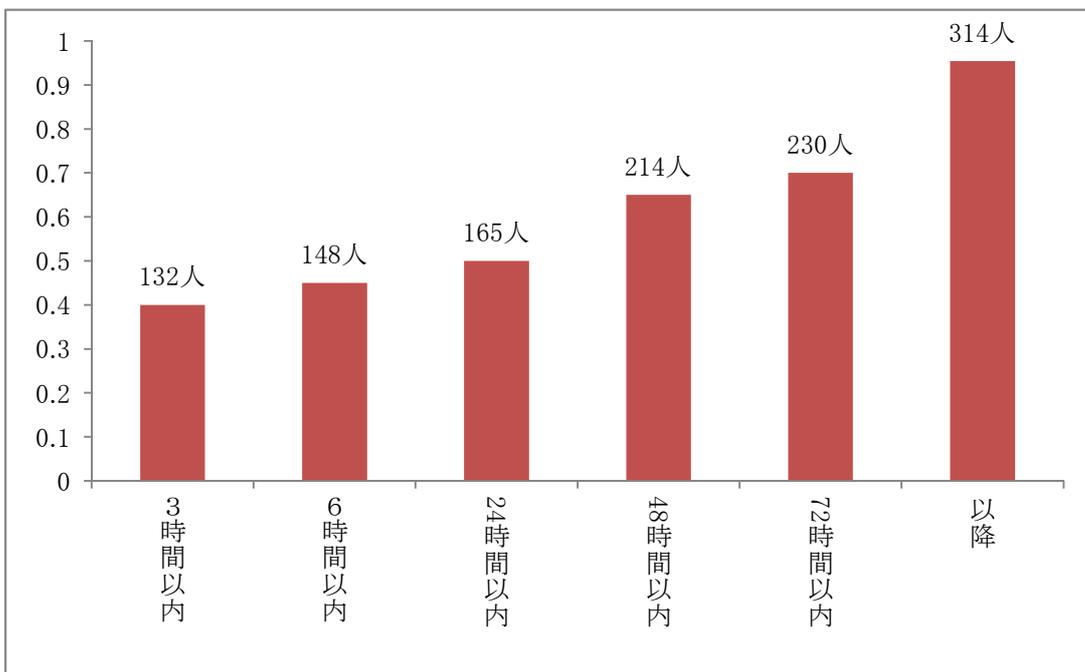
■表4 阪神淡路大震災被災市職員参集数の推移

	1月17日(当日)	1月18日(2日目)	1月19日(3日目)
神戸市	41%	60%	70%
芦屋市	42%	52%	60%
伊丹市	75%	80%	83%
西宮市	51%	66%	69%
平均	52.3%	64.5%	70.5%

(出典：阪神・淡路大震災総括・検証調査シート(内閣府))

■表5 時間ごとの職員参集人数予測

(平成29年3月現在)



(参考)

- ・ 3時間以内 40%
- ・ 6時間以内 45%
- ・ 24時間以内 50%
- ・ 48時間以内 65%
- ・ 72時間以内 70%
- ・ 以降 95.4%

■表6 各課別 時間別職員参集人数

(平成29年3月現在)

課名	班名	人数	3時間以内	6時間以内	24時間以内	48時間以内	72時間以内
	部長	4	2	1	1		
		100.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
総務課	総務班	23	12	3	8		
		100.0%	52.2%	13.0%	34.8%	0.0%	0.0%
危機管理課	総務班	5	5				
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未来づくり戦略室	調達・情報班	6	5	1			
		100.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
国体推進課	調達・情報班	5	4			1	
		100.0%	80.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%
税務課	調査班	17	9	1	7		
		100.0%	52.9%	5.9%	41.2%	0.0%	0.0%
会計課	会計班	3	2	1			
		100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
議会事務局	応援班	4	2	2			
		100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
監査委員事務局	応援班	3	2		1		
		100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
農業委員会事務局	応援班	2	1		1		
		100.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
福祉課	避難班	14	11	2	1		
		100.0%	78.6%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%
子育て支援課	避難班	61	20	14	25	2	
		100.0%	32.8%	23.0%	41.0%	3.3%	0.0%
長寿介護課	避難班	13	7	2	4		
		100.0%	53.8%	15.4%	30.8%	0.0%	0.0%
健康増進課	救護班	17	4	4	9		
		100.0%	23.5%	23.5%	52.9%	0.0%	0.0%
市民課	輸送・食料班	15	6	3	6		
		100.0%	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%
農林水産課	農林商工班	14	7	3	4		
		100.0%	50.0%	21.4%	28.6%	0.0%	0.0%
経済雇用戦略課	農林商工班	7	1	1	4	1	
		100.0%	14.3%	14.3%	57.1%	14.3%	0.0%
都市住宅課	都市住宅班	11	7	2	2		
		100.0%	63.6%	18.2%	18.2%	0.0%	0.0%
土木管理課	土木管理班	13	7	2	3	1	
		100.0%	53.8%	15.4%	23.1%	7.7%	0.0%
環境保全課	環境保全班	6	2	2	2		
		100.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
下水道課	下水道班	9	3	3	2	1	
		100.0%	33.3%	33.3%	22.2%	11.1%	0.0%
水道課	給水班	12	5	2	5		
		100.0%	41.7%	16.7%	41.7%	0.0%	0.0%
学校教育課	学校教育班	26	10	3	11	2	
		100.0%	38.5%	11.5%	42.3%	7.7%	0.0%
学校給食センター	学校教育班	10	1	3	4	2	
		100.0%	10.0%	30.0%	40.0%	20.0%	0.0%
社会教育課	社会教育班	16	6	3	6	1	
		100.0%	37.5%	18.8%	37.5%	6.3%	0.0%
中山地域事務所	中山地域事務所班	7	1		6		
		100.0%	14.3%	0.0%	85.7%	0.0%	0.0%
双海地域事務所	双海地域事務所班	6	2	1	3		
		100.0%	33.3%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%

◆時速1kmで計算。

◆職員聞き取り調査結果から算出。

ますます、いよし。

伊予市

